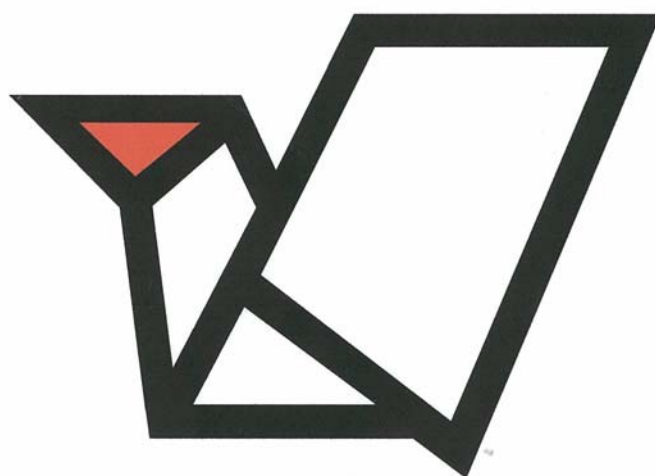


令和2年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



令和2年3月27日

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

令和2年3月27日（金曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会	3
広域連合長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	
・例月現金出納検査（令和元年6月分から令和元年11月分まで）の結果について	4
・平成30年度下半期及び令和元年度上半期分定期監査結果報告について	4
一般質問	
・遊佐大輔議員	5
・鈴木広域連合長	5
・北谷まり議員	6
・鈴木広域連合長	7
議案上程	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例 について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	8
議案関連質疑	
・浜田昌利議員	9
・鈴木広域連合長	9
採決	10
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	10
議案関連質疑	
・北谷まり議員	11
・鈴木広域連合長	12
採決	14
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	14
採決	14
議案第4号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	15

採決	15
議案第5号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	16
採決	16
議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	16
反対討論	
・北谷まり議員	18
採決	18
議案第7号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	18
議案関連質疑	
・北谷まり議員	19
・鈴木広域連合長	20
・北谷まり議員	21
・鈴木事務局長	21
採決	21
陳情第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情	
陳情第2号 「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情	
陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	
陳情第4号 後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情	
議会運営委員会へ付託	22
休憩	22
再開	22
委員長報告(陳情第1号～第4号)	22
陳情第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情	
採決	23
陳情第2号 「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情	
採決	23
陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	
賛成討論	
・北谷まり議員	23
採決	23
陳情第4号 後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情	
賛成討論	
・北谷まり議員	24
採決	24
閉会中継続審査	24
議決事件の字句及び数字等の整理	24
広域連合長閉会挨拶	25
閉会	25
議決結果	26

会議録署名.....26

(資料)

議案説明資料 ・ 議案説明資料

定例会資料 ・ 議員名簿

・ 議席表

・ 諸般の報告

・ 議案

議場配付資料① ・ 定期監査結果報告について

・ 質問発言通告表

・ 陳情文書表及び陳情書

○議事日程・場所

令和2年3月27日 午後2時30分 開会

於：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

日程第 1 . 広域連合長挨拶

日程第 2 . 会議録署名議員の指名

日程第 3 . 会期の決定

日程第 4 . 諸般の報告

日程第 5 . 一般質問

日程第 6 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 7 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

日程第 9 . 議案第4号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について

日程第 10 . 議案第5号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 11 . 議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第 12 . 議案第7号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 13 . 陳情第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情

日程第 14 . 陳情第2号 「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情

日程第 15 . 陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

日程第 16 . 陳情第4号 後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情

日程第 17 . （追加） 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
- 議案第4号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第5号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第7号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 陳情第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情
- 陳情第2号 「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情
- 陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情
- 陳情第4号 後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情

○出席議員（19人）

1番	高橋のりみ	11番	南まさみ
2番	遊佐大輔	12番	石川将誠
3番	荻原隆宏	13番	日向慎吾
4番	麓理恵	15番	山原栄一
5番	加藤広人	16番	保田建一郎
6番	斉藤伸一	17番	寺岡まゆみ
7番	北谷まり	18番	松澤堅二
8番	原典之	19番	関口光男
9番	浜田昌利	20番	岩澤敏雄
10番	木庭理香子		

○説明のため出席した者

広域連合長	鈴木恒夫
事務局長	鈴木秀太郎
企画課長	本山実
保健事業担当課長	牛留雅美
資格保険料課長	佐藤修一
給付課長	千葉恵子

○職務のため出席した者

書記長	後明ともみ	書記	星崎陽子
-----	-------	----	------

書記 中里 竜也
書記 中山 敬文

書記 重田 隼平

午後 2 時 30 分開会

【開会の挨拶】

○議長（高橋 のりみ君）

皆様、こんにちは。議長の高橋でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、議事進行中のマスクの着用や、会場入口に消毒液を設置させて頂くなど、通常と異なる対応下での開催となりました。

また、会の進行につきましても、より円滑に進めていけるよう努めてまいりますので、皆様には御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は 19 名で定足数に達しております。

なお、事前に 藤田昇議員から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。

ただいまから、令和 2 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布している議事日程表により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○議長（高橋 のりみ君）

それでは、日程第 1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

昨年 8 月に広域連合長に就任いたしました、鈴木でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

「後期高齢者医療制度」は、発足から 12 年目を迎え、神奈川県における被保険者数は、制度発足時は約 70 万人だったものが、令和元年 12 月には、114 万人を超え、約 1.6 倍となりました。

また、財政面では令和元年度の保険給付費は、8,700 億円となる見込みで、約 1.9 倍となります。

人生 100 年時代を迎えるにあたり、後期高齢者医療制度を持続可能なものとしていくためには、「第 3 次広域計画」に掲げております、「医療費適正化」や「保健事業」などの取組みをより一層進めていく必要があります。

これからも、被保険者の皆様が日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいりたいと存じます。

本日の議会定例会では、令和2、3年度の保険料率改定に伴う、条例改正案や令和2年度の予算案など、全7件を上程しております。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

【会議録署名議員の指名】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、9番、浜田昌利議員、及び11番、南まさみ議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第4、諸般の報告を行います。定例会資料の5ページ、資料3の例月現金出納検査の結果についてのとおり、令和元年6月分から令和元年11月分までの例月現金出納検査が実施されました。

また、議場配付資料①、1ページの平成30年度下半期分及び令和元年度上半期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書のとおり、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの定期監査が実施されました。

それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の7ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思えますので、御了承の上、御協

力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

遊佐大輔議員の、発言を許します。

遊佐大輔議員。

○2番議員（遊佐 大輔君）

横浜市会選出遊佐大輔です。

後期高齢者医療制度を巡る国の動向などを踏まえて連合長に質問します。まず、高齢者の負担の見直しについて伺います。国の全世代型社会保障検討会議が昨年12月に申し出た中間報告書によると、2022年に団塊の世代が75歳以上の高齢者となるなかで、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進めることで、現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築する必要があるとしており、後期高齢者医療の見直しの一つとして、現在の医療費の窓口負担のうち、1割負担の方については、一定所得以上の方は2割の負担と掲げられています。後期高齢者医療制度は、現役世代を含めた国民全体で支え合う制度でございますので、この制度を今後も維持していくためには、現役世代の負担の上昇を抑えながら、高齢者も含め、みんなが負担を分かち合っていくことが必要であると認識をしています。そこで、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するという観点から、高齢者の負担の見直しを行うことについて、連合長の見解をお伺いします。

次に、マイナンバーカードへの保険証機能の付与についてお伺いします。現在、国におきまして、マイナンバーカードを保険証として利用できる仕組みの整備が進められています。令和3年3月から開始する予定だと伺っています。この制度は、医療機関の事務処理の効率化だけではなくて、被保険者にとっても、窓口で持参する書類を減らして、健康管理に活用したいというメリットがあるとされています。私は、この制度を通じて、被保険者の利便性を向上させて、あわせてマイナンバーカードを普及していくことは、今後の社会にとりとても重要なことだと考えます。そこで、制度の円滑な実施に向けて、広域連合としてどのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、新型コロナウイルス感染症については、国民全体で対策に取り組んでいるところではありますが、一方でこの感染症の影響によって生活にお困りになられる方もたくさんいらっしゃるかと伺っています。保険者である広域連合におきましては、国、県、市町村と緊密な連携を図って、一致協力して生活にお困りになる高齢者の方に丁寧に対応していただきますように連合長に要望をして、質問を終わります。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、遊佐議員の一般質問の1点目、高齢者の負担の見直しについて、お答えいたします。後期高齢者医療制度は、現役世代も含めた社会全体で支える制度であり、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点からの検討は不可欠であると考えます。その結果、やむを得ず高齢者の

負担を見直す場合には、所得の少ない被保険者への十分な配慮を、引き続き国に求め、全ての高齢者が、安心して医療サービスを受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

次に、2点目のご質問、マイナンバーカードへの保険証機能の付与について、お答えいたします。国から、医療保険者に対しまして、オンライン資格確認の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進などが求められております。当広域連合といたしましては、市町村と連携し、被保険者証の更新時の機会を活用し、マイナンバーカードの取得促進等に努めてまいります。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

次に、北谷まり議員の、発言を許します。

北谷まり議員。

○9番議員（北谷 まり君）

横浜市会選出、日本共産党の北谷まりです。

高齢者の暮らしの実態は、年金削減、医療保険料、窓口負担、介護の保険料、利用料上げに加え消費税値上げが追い打ちをかけ、ますます厳しくなっています。県広域連合の被保険者の所得水準、所得200万円未満が平成26年度88.66パーセントから令和元年度89.45パーセントと0.79ポイント増です。低年金のため働かざるを得ない状況に追い込まれている高齢者の厳しい生活実態について、どのような認識、見解か伺います。さらに、新型コロナウイルスの世界的大流行による感染不安、その上経済への影響も深刻化しています。消費税5パーセントへの減税など思い切った対策が求められており、連合長からも経済立て直しを求めるべきですが、伺います。

安倍内閣の肝いりで立ち上げた全世代型社会保障検討会議の中間報告は、昨年12月にまとめられましたが、世代間の公平を口実に一定所得以上の人を対象とした二割負担導入を2022年から実施を盛り込みました。厚労省の資料では、後期高齢者の9割弱が高血圧症や糖尿病などの慢性疾患のいずれかを治療し、75歳以上の一人当たり患者負担額は、原則一割でも75歳未満より1.7倍も多いのが実態です。窓口二割負担の導入で、負担額の差はさらに拡大し、逆に不公平になることは明瞭です。こうした世代間対立をあおる恣意的な議論は止め、連合長として二割負担中止・断念を求めるべきですが、決意を伺います。

全世代型社会保障検討会議の中間報告の最大の特徴は、従来の社会保障改革に雇用改革を組み入れたことです。少子高齢化に対応するため、労働力不足対策としての雇用改革をテコに社会保障制度全般の改悪を推進するもので、具体的には、生涯現役社会と称して、労働者、国民に、高齢になっても可能な限り働き続けることを求め、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とし、年金制度は受け取り開始を遅らせることができる範囲を75歳まで拡大することです。

高齢者の就労延長と結びついて、働いて収入があるならもっと自己負担を求めていいはずだとし、年金、医療、介護等での一層の負担増と給付削減を求めるものではありませんか。連合長の見解を伺います。

安倍政権は、70歳までの就業を支援するとうたいながら労働法制の保護がかからない雇用による働き方を広げる高年齢者雇用安定法等改定案の年度内成立を狙っています。65歳から70歳まで

の高年齢者就業確保について、企業の努力義務としつつ、定年延長等のほか、雇用以外の措置として、業務委託契約や社会貢献活動に従事させる制度の導入が含まれ、使用者はどれを選択してもいいというものです。業務委託契約を結ぶ制度と、社会貢献活動に従事させる制度は雇用によらない働き方で、労働法の適用が外れ、最低賃金規制も労働時間規制もかからなくなります。これでは、高齢で労働災害が増えるのに労災保険の適用がされないといった問題が生じます。高齢者支援に名を借りて、わが国の雇用を破壊し、労働者保護に大きな風穴をあけるものだと批判されています。広域連合として、こうした働き方を止めさせるよう求めるべきですが、連合長の見解を伺います。

後期高齢者医療保険の被保険者負担も、制度創設時は 10.00 パーセントで始まった高齢者負担率は、2020 年、21 年度は 11.41 パーセントに増大しています。当初から指摘してきたように、年齢で区切って高齢者を別枠で囲い込んで負担増と差別を押し付ける医療制度であり、被保険者数や医療給付費が増大するたびに、保険料負担が増大し、負担に耐えるか、診療を抑制するかを選択を求める過酷な保険制度をきっぱり廃止し、従前の老人保健制度に戻すよう求めるべきですが、連合長の決意を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の一般質問の 1 点目、高齢者の置かれた現状・生活の実態について、お答えいたします。平成 30 年度の厚生労働省の統計によりますと、収入から、公的年金等控除などの必要経費を除いた、本県の一人当たりの所得額は、120 万 9 千円で、全国で高いほうから数えて 2 番目となっております。また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.4 パーセントで、全国で低いほうから数えて 3 番目という状況でございます。当広域連合としましては、保険者として、制度の安定的な運営を図るとともに、制度上設けられている、低所得者対策を適切に実施できるよう、必要とする被保険者への周知に努めているところでございます。

次に、経済立て直しを求める発信をすべきとの考えに対する見解については、国において人生 100 年時代を見据えた課題に対応すべく、全世代型社会保障に向けた改革をはじめとして、様々な経済政策を検討、実行しているものと認識しており、現在の経済状況への対策を含め、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、2 点目のご質問、窓口負担 2 割化の中止を求めることについて、お答えいたします。窓口負担 2 割化は、国の全世代型社会保障検討会議等で世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から検討がなされていると承知しております。

そのため、全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会より、厚生労働省に後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化に繋がる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること、及び、やむを得ず窓口負担の引上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分配慮することを要望しており、当広域連合も賛同をしているところでございます。

次に、3点目のご質問、全世代型社会保障について、お答えいたします。全世代型社会保障につきましては、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代が公平に支え合い、年金、労働、医療、介護など社会保障全般にわたり、持続可能で安心できる制度の構築を目指しているものと認識しています。

次に、4点目のご質問、高齢者雇用安定法等改定について、お答えいたします。国の成長戦略実行計画では、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要であるとされています。これを受けて、高齢者の就業機会の確保及び就業の促進を目的とする改正趣旨と認識しております。

次に、5点目のご質問、老人保健制度に戻すよう求めるべきとの考えに対する見解について、お答えいたします。後期高齢者医療制度は、若年者と高齢者の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度でございます。発足後10年以上が経過し、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えております。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第6、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページ、資料1をご覧ください。

まず、1の条例改正の理由ですが、被保険者及び医療費の急増に伴う業務増に加え、制度改正や、医療費の適正化に向けた新たな取組みにも、適切に対応できる、運営体制の構築を図るため、条例の一部改正を行うものです。

続いて、2の条例改正の内容ですが、職員定数条例に定める常勤職員の定数を、50人から、54人に改めます。

当広域連合では、後期高齢者医療制度の安定的かつ円滑な運営に向けて、令和7年度までに、8人の増員を要するものと推計しました。

これを踏まえた上で、令和2年度から7年度までの6年間で2期に分け、まず、第1期に向けて、必要な増員数の半数である、4人の増員を可能とする、改正を行います。

ただし、常勤職員の増員は、人件費だけでなく、派遣する自治体にとって多大な負担となります

ことから、実際の増員は毎年度精査の上、真に必要な最少人数に抑え、制度を取り巻く環境の急激な変化に備えます。

最後に、3の条例の施行日ですが、令和2年4月1日を予定しております。

なお、次の2ページ及び3ページに、定数条例改正の趣旨をまとめておりますので、あわせて御覧ください。

また、別冊の定例会資料においては、13ページ及び14ページに議案書と新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料①、8ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第1号について浜田昌利議員から通告がありましたので、発言を許します。

浜田昌利議員。

○7番議員（浜田 昌利君）

議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について質問します。2015年の国勢調査を踏まえた神奈川県の将来人口推計では、神奈川県の総人口は、2020年ころにピークを迎え、その後減少していくことが見込まれています、としていますが、その中で、職員定数を50人から54人へと令和2年度から令和4年度までの第1期の3年間で4人増員を可能とする理由と、増員枠を4人とした算出根拠について伺います。県内には33市町村があり、職員は県内の自治体から派遣されておりますが、職員の派遣を求めることは、自治体に対してそれなりの負担を強いることになっていると思います。現在の職員50人について、派遣している自治体の内訳を伺います。平成30年度の4人増員と、令和元年度の1人増員について、派遣している自治体の内訳を伺います。今後4人増員する場合、派遣をお願いする自治体について、どのように考えているのかも伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、浜田議員の議案第1号関連の質問の1点目、4人増員を可能とする理由と算出根拠について、お答えいたします。神奈川県の後期高齢者の被保険者数は、いわゆる団塊の世代の方々が75歳を迎える令和7年度には146万人と現在の約1.3倍となり、令和12年度にピークを迎える見込みです。被保険者数の増加に伴う、直接的な業務の増加に加え、広域計画に位置付けた取組の推進や国の制度改正などに対応するため、当広域連合では、令和7年度に向けて8人の増員を要するものと推計しましたが、運営体制の構築をより慎重に進めていくため、令和7年度までの6年間で2期に分け、まず、令和4年度までの第1期分として、必要増員数を4人と見込んだものでございます。

次に、2点目のご質問、現在の職員50人の派遣市町村の内訳と平成30年度4人増員と令和元年度1人増員の内訳について、お答えいたします。現在の当広域連合職員は19市と県から派遣されており、内訳は、被保険者数に応じて横浜市16人、川崎市6人、相模原市5人、横須賀市3人、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、鎌倉市がそれぞれ2人、他の11市がそれぞれ1人と、県の1人を加えて50人となっています。増員の内訳ですが、平成30年度は横浜市2人、川崎市1人、相模原市1人の計4人、また令和元年度は茅ヶ崎市から1人となっています。

次に、3点目のご質問、今後増員する場合、派遣を依頼する自治体について、お答えいたします。今後の増員にあたっては、これまで同様、職員一人当たりの被保険者数を1つの目安として、構成する自治体と十分な調整を行ったうえで進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第7、議案第2号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の5ページ、資料2をご覧ください。

まず、1の令和2・3年度の保険料率についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和2・3年度の2年間の財政運営期間について、費用と収入を見込み、保険料率を算定しております。

具体的には、表にございますとおり、均等割額は43,800円で、現行の41,600円から2,200円の増加、所得割率は8.74パーセントで、現行の8.25パーセントから0.49ポイントの増加となっております。

次に、（1）算定に使用した主な数値ですが、まず、①の被保険者数については、いずれも対前年度比で、令和2年度が2.1パーセントの増加、令和3年度が2.2パーセントの増と見込んでおります。

次に、②の一人当たり医療費については、過去の実績を基にした伸び率に、診療報酬改定を加味

し、令和2年度が0.8パーセントの増加、令和3年度が0.7パーセントの増加と見込んでおります。

次に、③の国が定める高齢者負担率については、11.41パーセントとなっており、現行の11.18パーセントから0.23ポイントの増加となっております。

最後に、④の保険料の賦課限度額については、62万円から64万円に引き上げます。

なお、保険料の負担を軽減するために、令和元年度末に見込まれる剰余金90億円を活用することとしております。

続いて、(2)保険料率の上昇に影響した主な要因については、1点目が、一人当たり医療費の増により、医療給付費が増加したこと。

2点目が、国が定める高齢者負担率の上昇により、医療給付費のうち、保険料でまかなうべき金額が増加したこと。

以上2点が主な要因となっております。

一枚おめくりいただき、2の保険料賦課限度額の引き上げについてですが、こちらは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴うもので、賦課限度額を、現行の62万円から64万円に引き上げるものです。

続いて、3の保険料軽減措置の一部拡大及び保険料軽減特例措置の見直しについてですが、

こちらにも高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴うものとなっております。

まず、(1)保険料均等割額の軽減措置の一部拡大については、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を、記載のとおり引き上げ、対象を拡大するものです。

次に、(2)保険料均等割額の軽減特例措置の見直しについては、現行の8割及び8.5割軽減を、それぞれ記載のとおり見直すものです。

続いて、4の令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る保険料減免についてですが、災害等による保険料減免は、従来から条例第16条に基づき減免を行っておりますが、令和元年台風第19号については、国の特別調整交付金の対象となる減免基準が新たに示され、この基準を採用することにより、減免の適用を一部拡大できることから、条例改正を行うものです。

最後に、5の条例の施行日についてですが、1から3については、令和2年4月から、4については、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用することとしております。

なお、別冊の定例会資料においては、15ページから17ページに議案書を、18ページから23ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料①、8ページ議案関連質問発言通告表のとおり、議案第2号について北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出、日本共産党の北谷まりです。

議案第2号は、現行の保険料率を改定し、2020、2021年度の保険料率を定める等の条例改定です。所得割率を、8.25パーセントから8.74パーセントに0.49ポイントの引き上げ、均等割り額を41,600円から43,800円に2,200円の引き上げなどです。これにより、20、21年度の一人当たりあたり平均保険料額は、8.15ポイント増の7,257円上がり、96,252円と、東京に次ぐ2番目の高さです。保険料算定にあたり、高齢者負担率は当初の10パーセントから上昇し続け、今期は11.41パーセントへと上がりました。問題は公費の負担が約5割と変わらないことです。

最初に確認ですが、18年、19年の被保険者数と一人当たり医療費見込みと実績、19年度末の剰余金残高見込みについて伺います。

新年度保険料算定にあたり、国が示した第3回目の試算の数値では、被保険者数は、20年度1.0パーセント増、21年度0.4パーセント増とされていましたが、今回の保険料率算定では、20年度は2.1パーセント増、21年度は2.2パーセント増と、ほぼ2倍から4倍の伸び率となっています。なぜ、そうなったのかとともに、20、21年度の被保険者数と一人当たり医療費の見込み、見込むに当たってどのように精査したのか伺います。あらゆる対策を講じて保険料抑制を図るべきです。神奈川では剰余金約90億円を活用するとしていますが、これだけでは保険料が引き上がります。さらにあらゆる対策を講じて保険料抑制を図るべきですが、どう検討したのか伺います。消費税増税による経済の悪化に加え、新型コロナウイルス感染拡大によって生活は大打撃です。約78億円規模の財政安定化基金、保険料の上昇抑制にも活用できるのですから、今こそ取り崩してでも抑制を図るべきですが、その考えはないのかうかがいます。

次は、新年度から廃止となる軽減特例についてです。低所得層に制度開始以来行ってきた軽減特例を廃止し、負担増を強いることは許されません。2018年度に所得割軽減が廃止され、19年度は均等割軽減9割が10月から本則に戻され通年で8割となりましたが、影響を受けた被保険者数と影響額の見込みを伺います。そして、20年度から均等割軽減が本則の7割軽減となり特例廃止となります。影響を受ける被保険者数と影響額の見込みを伺います。また、現行の均等割8.5割軽減が20年10月から本則の7割軽減となり、年度途中のため、通年で7.75割となりますが、こちらも特例廃止となります。影響を受ける被保険者数と影響額の見込みを伺います。高齢者の苦しい暮らしに、さらに追い打ちをかけることはやめるべきです。軽減特例廃止を中止するよう、直ちに求めるべきですが、決意を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

北谷議員の議案第2号関連の質問の1点目、被保険者数と一人当たり医療費の見込みと実績及び剰余金の見込みについて、お答えいたします。まず、平成30年度について、被保険者数は、保険料算定時に見込みました109万5千人に対して、実績は108万9千人、一人当たり医療費は、見込みの86万6千円に対して、実績が86万9千円となっております。令和元年度については、被保険者数が113万7千人、一人当たり医療費が87万2千円と見込んでいます。また、

令和元年度末の剰余金の見込みですが、現時点では、療養給付費等支払準備基金の残高見込みである、96億9千万円を見込んでおります。

次に、2点目のご質問、令和2年度、令和3年度の被保険者数と一人当たり医療費の見込み、及び算定根拠について、お答えいたします。はじめに、令和2年度、及び令和3年度の被保険者数と一人当たり医療費の見込みでございますが、令和2年度は、被保険者数を116万1千人、一人当たり医療費を88万5千円と見込み、令和3年度は、被保険者数を118万6千人、一人当たり医療費を89万1千円と見込みました。

次に、見込むに当たっての算定根拠でございますが、被保険者数については、国からは全国平均での伸び率の見込みが示されておりますが、都市部は全国平均より伸び率が高いことから、全国平均の値を利用するのではなく、住民基本台帳による今後年齢到達する73歳、74歳の人口実績から社会増減率、死亡率等を勘案し、見込みました。

一人当たり医療費は、平成22年度以降の実績を基にした伸び率に、令和元年10月、及び令和2年度の診療報酬改定を勘案し、見込んだものでございます。

次に、3点目のご質問、保険料を抑制するための方策について、お答えいたします。まず、保険料率の算定に当たっては、被保険者数や一人当たり医療費が大きな要素となることから、市町村の協力を得て、できるだけ正確な被保険者数を把握するとともに、一人当たり医療費の伸び率や診療報酬改定等を勘案した、医療給付費等の動向を精査し、その見込みの精度を上げるよう努めました。また、令和元年度末に見込まれる剰余金から90億円を活用し、保険料率の抑制を図っております。

次に、4点目のご質問、財政安定化基金の取崩しによる保険料抑制について、お答えいたします。財政安定化基金は、保険料が予定した収納率を下回ったときや、予想以上に給付費が膨らんだときなどの財政リスクに備えるために各都道府県に設置されており、国と県、広域連合で、それぞれ3分の1ずつ拠出しております。この基金については、厚生労働省より、保険料として必要な額の3パーセント分を各年度末の残高として残すことと示されているため、保険料の抑制財源として活用した場合は、それを補填するための新たな拠出を必要とし、負担の先送りにもつながることから、当基金を所管する県と協議を行い、活用しないこととしたものでございます。

次に、5点目のご質問、令和元年度、均等割軽減が8割となったことの影響について、お答えいたします。令和元年度の見込みとしましては、影響を受ける被保険者数は21万3千人、影響額は8億9千万円と見込んでおりました。これに対し、実績としましては、令和元年6月の年次賦課時点において、8割軽減が適用された県内の被保険者数は21万9千人、影響額は9億1千万円となったものでございます。

次に、6点目のご質問、令和2年度に、均等割軽減が7割となることの影響について、お答えいたします。令和2年度に7割軽減となる県内の被保険者数は22万5千人、影響額は10億8千万円と見込んでおります。

次に、7点目のご質問、令和2年度に、均等割軽減が7.75割となることの影響について、お答えいたします。令和2年度に7.75割軽減となる県内の被保険者数は16万8千人、影響額は6億1千万円と見込んでおります。

次に、8点目のご質問、軽減特例措置の廃止について、お答えいたします。軽減特例措置の改正による一部被保険者の負担増については、高齢化社会が加速する中において、医療給付費の増加が見込まれるため、保険料について、被保険者間の負担の公平を図り、また、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からもやむを得ないものと考えております。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第8、議案第3号神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の7ページ、資料3をご覧ください。

本件につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の趣旨についてですが、当広域連合では第3次広域計画に基づく取組を進めているところでございますが、令和2年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が改正されることに伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するために、第3次広域計画の一部改定を実施するものでございます。

次に、2の一部改定内容については、第3次広域計画の施策の柱のうち、保健事業の推進を高齢者保健事業の推進に名称変更し、その施策の基本方針、施策の方向性及び広域連合と構成市町村の事務分担の中にそれぞれ、一体的実施の推進に係る記載を追加するものとなります。

なお、別冊の定例会資料においては、25ページに議案書を、26ページから42ページに改正後の計画案を、43ページから47ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立でございます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第9、議案第4号令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第4号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の9ページ、資料4をご覧ください。

まず、1の補正予算額については、5億5,092万2千円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ、42億2,967万7千円とするものでございます。

次に、2の補正予算の内容の（1）歳入でございますが、平成30年度からの繰越額が確定したことに伴い、繰越金に5億5,092万2千円を増額いたします。

次に、（2）歳出でございますが、一般管理費について、平成30年度国庫補助金の、精算額が確定したことにより、国への償還金として1,628万7千円を増額いたします。また、財政調整基金費については、平成30年度繰越額の、精算後の残額を、財政調整基金に積み立てるため、5億3,463万5千円を増額するものでございます。

なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料49ページから59ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。お諮りいたします。

議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第10、議案第5号令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第5号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の11ページ、資料5をご覧ください。

まず、1の補正予算額については、30億5,777万7千円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ、9,310億6,164万4千円とするものでございます。

次に、2の補正予算の内容の（1）歳入でございますが、市町村負担金について、療養給付費負担金の、平成30年度の精算に伴い、4億6,360万6千円を減額する一方、繰越金については、平成30年度からの繰越額が確定したことに伴い、35億2,138万3千円を増額いたします。

次に、（2）歳出でございますが、基金積立金については、平成30年度繰越額の、精算後の残額を、療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、16億6,982万6千円を増額します。

また、償還金については、平成30年度の国庫負担金などの精算額が確定したことに伴い、13億8,795万1千円を増額いたします。

なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料61ページから71ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。お諮りいたします。

議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第11、議案第6号令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第6号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の13ページ、資料6をご覧ください。

まず、1 予算案の全体概要についてでございますが、令和2年度の予算総額は、被保険者証の一斉更新に係る経費の増加などにより、対前年度比、1億5,374万4千円増額の30億9,898万7千円

となっております。

次に、2歳入については、(1)総括表と(2)主な増減要因を、あわせてご覧ください。まず、分担金及び負担金でございますが、これは、県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、事業費の見直しや、補助金などの特定財源の活用などにより、対前年度比、1億2,520万7千円減額の、24億26万1千円となっております。

次に、国からの補助金や交付金にあたる国庫支出金については、特別調整交付金の、保険者インセンティブ対象事業の拡充等に伴い、対前年度比、7,589万5千円増額の、4億9,564万2千円となっております。

次に、基金の取崩しにあたる繰入金については、被保険者証の一斉更新に伴い、財政調整基金から繰り入れるため、対前年度比2億302万4千円の増額となっております。

一枚おめくりいただき、3歳出についてですが、こちらも、(1)と(2)を、あわせてご覧ください。まず、総務費の、広域連合運営管理費については、会計年度任用職員の雇用などに伴い、対前年度比1,599万1千円増額の、1億2,121万2千円となっております。

次に、保健事業費については、国庫補助金の見直しに伴う、市町村補助金の減額などにより、対前年度比1,268万3千円減額の3億2,157万6千円となっております。

次に、資格管理事業費については、被保険者証の一斉更新に伴い、対前年度比4億1,368万8千円増額の5億2,672万1千円となっております。

次に、電算システム関係費については、入札による契約実績などに伴い、対前年度比5,764万1千円減額の8億5,895万7千円となっております。

また、財政調整基金費については、被保険者証の一斉更新に係る積み立てがないことから、対前年度比2億300万9千円減額の、1万6千円となっております。

各事業の詳細については、次の15ページ、別紙令和2年度広域連合一般会計予算案事業別一覧に記載しておりますので、後ほどご参照ください。

14ページの下段に戻りまして、4基金の状況でございますが、財政調整基金の、令和元年度末の残高見込みは、10億5,635万4千円となっており、これに、令和2年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、令和2年度末の残高は、8億5,334万6千円を見込んでおります。

また、保健事業等支援基金につきましても、同じく、令和元年度末の残高見込み、10億7,905万2千円に対して、令和2年度末の残高を、10億7,907万7千円と見込んでおります。

なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料73ページから93ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより、討論に入ります。

議案第6号について 北谷まり議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出、日本共産党の北谷まりです。

議案第6号、2020年度一般会計予算についてです。

各市町村議会での保険料改定を含む予算確定後の当広域連合議会の開催は問題です。東京都や千葉、埼玉などの広域連合議会は1月下旬から2月中旬の開催ですから、できないことはありません。前倒しして開催すべきことを改めて主張しておきます。また、県内33市町村すべてが支援金や拠出金をだしているのですから、全ての市町村議会から議員が選出されるよう、引き続き定数改善を求めるものです。マイナンバー制度の運用とインセンティブ補助金は問題です。

新年度は、被保険者証の一斉更新が行われることにより、資格管理事業費が増えております。保険料滞納者への短期証発行は、患者が医療を受ける権利、すなわち受領権を侵害し滞納者を懲罰するものです。横浜市は、国保保険料を納付できない特別な事情の有無を把握することが事実上できず、機械的に短期証の発行をせざるを得なく、資格証・短期証を発行しても保険料の収納率が引きあがらなかったことから、資格証発行を取りやめたうえで、昨年8月から、短期証も発行ゼロにしました。ペナルティ以外の何物でもない短期証の発行は直ちにやめるべきです。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第12、議案第7号令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第7号について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の17ページ、資料7をご覧ください。

まず、1 予算案の全体概要でございますが、財政運営期間の1年目となる令和2年度の予算総額は、被保険者数の増加などにより、対前年度比303億2,629万4千円増額の、9,583億3,016万1千円となっております。

次に、2 歳入については、（1）総括表と（2）主な増減要因をあわせてご覧ください。

まず、市町村支出金の、保険料納付金については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、94億6,877万2千円増額の、1,108億3,333万8千円となっており、こちらは、先ほどの議案第2号の保険料率と、県全体の予定収納率99.44パーセントで算出しております。

続いて、基盤安定拠出金は、対前年度比、11億8,245万5千円増額の、155億2,202万9千円、療養給付費負担金は、対前年度比、24億3,656万1千円増額の、712億7,996万4千円となっております。

つづく、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費等の増額に伴い、それぞれ記載のとおり、増額となっております。

また、その他の歳入は、償還金の財源となる繰越金を減額したことなどにより、対前年度比、29億7,603万8千円減額の84億8,831万8千円となっております。

一枚おめくりいただき、3歳出についてですが、こちらも、(1)と(2)をあわせてご覧ください。

まず、保険給付費の、療養給付費等については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、297億413万5千円増額の、9,384億873万3千円となっております。

次に、保健事業費については、健康診査の受診見込者の増加などによる、2億4,169万円の増額と、令和2年度からの、介護予防の一体的実施に関する事業による3億1,580万円の増額とで、合わせて、5億5,749万円増額の、38億2,733万9千円となっております。

最後に、4基金の状況をご覧ください。療養給付費等支払準備基金の、令和元年度末の残高見込みは、96億9,453万2千円となっております。これに、令和2年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、令和2年度末の残高は、52億7,583万7千円を見込んでおります。

なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料95ページから116ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料①、8ページ議案関連質問発言通告表のとおり、議案第7号について北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出、日本共産党の北谷まりです。

議案第7号は新年度特別会計予算です。2020年4月から、改正された高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、高齢者医療と国保の保健事業と介護予防の一体的な実施が推進されることから、保健事業費が増額となっております。一体的な実施によるメリット、デメリットをどう考えているのか、また、デメリット対応策をどうとるのかを含めて伺います。医療を受ける必要のある方を早期発見し、重症化を予防するために大切な機会となる健康診査ですから、介護予防との一体的な実施によって、保健事業の位置付けを低下させないことが重要です。その対策をどう

考えておられるのか、伺います。

医療・介護分野での予防・健康づくりや自立支援を強調することは、健康問題を個人任せとし、自己責任を押し付けていく恐れがあることを危惧しますが、当広域連合がどんな役割を果たすかも含めて見解を伺います。

次は保険料滞納処分についてです。まず、差し押さえ件数は 2012 年度からどう推移しているのか、伺います。2018 年度の差し押さえ 666 件は、2012 年度の 69 件から約 10 倍に増えています。市町村の納付相談では、生活支援窓口案内しているとのことですが、案内している件数を伺います。把握していないのであれば、連合として把握すべきです。いかがでしょうか。差し押さえ一覧で、その他の主な内容は年金となっています。ある新聞の解説では、国税徴収法によれば、給与や期末手当、老齢年金など生活に欠くことができない財産は、全額の差し押さえが禁止されているとのこと。後期高齢者の滞納世帯は老齢年金だけの低所得者が大多数であることを考えれば、違法性が極めて濃厚であることは明瞭ではないでしょうか。違法性の疑いのある差し押さえはやめるべきです。認識とともに実態調査をすべきと思いますが、その考えはあるのかも伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の議案第 7 号関連の質問の 1 点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、お答えいたします。当広域連合では、これまでも市町村と連携して保健事業を実施してきたところですが、令和 2 年度からは国民健康保険の保健事業や介護予防事業との一体的な実施を推進するために、市町村に事業の一部を委託いたします。市町村は身近な立場から住民サービスを提供することができ、保健事業や介護予防事業についてもノウハウを有していることから、市町村が実施することで、被保険者の状況に応じたきめ細かな保健事業に繋がるものと考えております。市町村では事業の実施にあたり、これまで高齢者医療制度や介護予防など様々な部署が行ってきた取組を一体的に進めていくために、庁内連携や実施事業の検討が必要となってくることから、当広域連合では事業が円滑に運営されるよう市町村への支援に取り組んでまいります。

次に、2 点目のご質問、健康診査について、お答えいたします。健康診査は生活習慣病等の疾病予防と疾病の早期発見・早期治療による重症化予防を図るとともに、健診結果を活用することで、地域の健康課題の把握や生活習慣病予防等の対策に繋がる重要な事業と認識しております。第 2 期保健事業実施計画において実施事業として取り組んでいるところであり、今後も実施主体である市町村と連携して事業を進めてまいります。

次に、3 点目のご質問、健康問題に関する項目について、お答えいたします。後期高齢者に対しましては、これまでも市町村と連携して保健事業に取り組んでおり、健康教室など自発的な参加者を募り実施する事業のほか、健診結果やレセプトデータを分析して保健指導を必要とされる方を把握し、保健師など医療専門職による訪問指導等を実施してまいりました。今後も、保健事業を必要とする高齢者の把握に努め、適切な医療受診や生活習慣の改善に繋がるよう、積極的に働きかけて

まいります。

次に、4点目のご質問、差し押さえ件数の推移について、お答えいたします。平成24年度69件、平成25年度132件、平成26年度206件、平成27年度276件、平成28年度342件、平成29年度556件、平成30年度666件でございます。

次に、5点目のご質問、納付相談から、生活支援窓口への案内について、お答えいたします。納付相談や生活状況を調査する中で、納付できない特別な事情があると判明した方に対しては、各市町村において、生活支援部門を案内するなど、既に丁寧な対応がなされているものと考えております。

次に、6点目のご質問、違法性の疑いのある差し押さえについて、お答えいたします。差し押さえを行う場合には、支払能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても、長期にわたり滞納している被保険者につきまして、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により、各市町村において適正な処分が行われているものと認識しております。また、保険料の徴収については、法令により、各市町村の事務として規定されておりますので、当広域連合としましては、適正な処分が行われるよう、引き続き情報提供などの支援に努めてまいります。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

5番目の質問で、生活支援窓口案内している件数を把握していないのであればすべきだとお伝えしましたが、お答えがありませんでした。再度伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

北谷議員の再質問にお答えします。保険料の徴収については、法令により、各市町村の事務と規定されておりますので、当広域連合としましては、適正な事務が行われるよう引き続き情報提供等の支援に努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【陳情第1～4号】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第13、陳情第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情、日程第14、陳情第2号「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情、日程第15、陳情第3号後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情、日程第16、陳情第4号後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情について議題といたします。

議場配付資料①の11から25ページを御覧ください。

これらの4件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時17分 再開

【委員長報告（陳情第1～4号）】

○議長（高橋 のりみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13から第16、陳情第1号から第4号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

石川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（石川 将誠君）

ただいま議題となりました、陳情第1号から第4号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ、それぞれ採決を行いましたところ、陳情第1号については、賛成なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号については、賛成なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号については、賛成なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号については、賛成なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

また、議会運営等について、なお慎重に審査を要するものと決定しましたので、閉会中も審査できるよう申し出ます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋 のりみ君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたので、陳情第1号から順次、審議いたします。

まず、陳情第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第1号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第2号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は、不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第3号について、討論に移ります。

本件については、北谷まり議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出、日本共産党の北谷まりです。

陳情第3号は後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書を国へ提出してほしいと求めています。全世代型社会保障検討会議の中間報告で医療費の窓口負担割合を2割とすることが出されたことから、陳情者は75歳以上の医療費2倍化反対署名に一昨年から取り組み、8万筆を超えた署名を国会に提出しています。

全国後期高齢者広域連合協議会が意見書を提出しているのみならず、宮城県広域連合議会、長野県広域連合議会も採択。地方議会でも千葉県八千代市議会、岐阜県大垣市議会などに続き、今年3月11日、東京都府中市議会が採択と広がっていることは、高齢者の願いが切実であることの証左です。また、神奈川県保険医協会は窓口負担の原則2割負担は高齢者の受診抑制につながると批判するなど、老人クラブや医療関係団体から負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。

神奈川県広域連合議会から意見書を上げれば、負担増ストップへの大きな力となります。意見書提出を求める陳情を採択しようではありませんか。

○議長（高橋 のりみ君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第3号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は、不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第4号について、討論に移ります。

本件については、北谷まり議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出、日本共産党の北谷まりです。

陳情第4号は、後期高齢者医療保険料の引き下げを求めるもので、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会です。

神奈川県の後期高齢者は47.7パーセントが所得なしで、所得100万円未満は64.5パーセントと厳しい生活を強いられています。低所得の高齢者は、保険料特例軽減が廃止され、高すぎる保険料でさらに苦しい生活を強られることとなります。高齢者の命と暮らしを守るためには、保険料の引き下げは必要であることを強調し、皆様の賛同、ご協力をお願いします。

○議長（高橋 のりみ君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第4号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告で、議会運営等について、閉会中も審査できるよう申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（高橋 のりみ君）

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（高橋 のりみ君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

本日、多数の案件を審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様は、本日が広域連合議員としての任期中最後の定例会となろうかと思えます。この間の御尽力に感謝申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をどうぞよろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（高橋 のりみ君）

これをもちまして、令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時27分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について	可決
議案第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	可決
議案第4号	令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について	可決
議案第5号	令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	可決
議案第6号	令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第7号	令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
陳情第1号	「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情	不採択
陳情第2号	「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情	不採択
陳情第3号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第4号	後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 高橋 のりみ

議員 浜田 昌利

同 南 まさみ